特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令の一部を改正する省令

特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において「特定鉄道等施設」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、次に掲げるものをいう。 一　全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道（次号において「新幹線鉄道」という。）の輸送の用に供する橋りょうであって、国土交通大臣が告示で定めるもの 二　大規模な地震が発生するおそれ、旅客輸送量その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める要件に該当する線区における鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する普通鉄道（新幹線鉄道を除く。）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道又は案内軌条式鉄道（第四号において「普通鉄道等」という。）の輸送の用に供する橋りょう及びトンネルであって、国土交通大臣が告示で定めるもの（鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十九号）第一条の規定による廃止前の普通鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十四号）及び特殊鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十九号）（第四号において「旧普通鉄道構造規則等」という。）の施行の前に工事に着手し、又は完成したものに限り、同条の規定による廃止前の特定鉄道施設に係る耐震補強に関する省令（平成八年運輸省令第十六号）第三条に基づき耐震性の向上を図るための補強工事を実施したものを除く。） 三　大規模な地震が発生するおそれ、旅客輸送量その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める要件に該当する線区における軌道の輸送の用に供する橋りょう及びトンネルであって、国土交通大臣が告示で定めるもの（軌道建設規程（大正十二年内務・鉄道省令）第三条に規定する新設軌道におけるものに限る。） 四　（略）	（定義） **第二条**　この省令において「特定鉄道等施設」とは、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設又は軌道法による軌道施設であって、次に掲げるものをいう。 （新設） 一　大規模な地震が発生するおそれ、旅客輸送量その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める要件に該当する線区における鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第四条に規定する普通鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道を除く。）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道又は案内軌条式鉄道（第三号において「普通鉄道等」という。）の輸送の用に供する橋りょう及びトンネルであって、国土交通大臣が告示で定めるもの（鉄道に関する技術上の基準を定める省令の施行及びこれに伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成十四年国土交通省令第十九号。）第一条の規定による廃止前の普通鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十四号）及び特殊鉄道構造規則（昭和六十二年運輸省令第十九号）（第三号において「旧普通鉄道構造規則等」という。）の施行の前に工事に着手し、又は完成したものに限り、同条の規定による廃止前の特定鉄道施設に係る耐震補強に関する省令（平成八年運輸省令第十六号）第三条に基づき耐震性の向上を図るための補強工事を実施したものを除く。） 二　大規模な地震が発生するおそれ、旅客輸送量その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める要件に該当する線区における軌道の輸送の用に供する橋りょう及びトンネルであって、国土交通大臣が告示で定めるもの（軌道建設規程（大正十二年内務・鉄道省令第一号）第三条に規定する新設軌道におけるものに限る。） 三　（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○環境省令第七号

博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）の施行に伴い、及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第九号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

環境大臣　西村　明宏

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。